

(別表2)

実施要領第6に定める要件

設備種別	要件										
太陽光発電設備	<p>1 太陽光発電による電気が、当該太陽光発電システムが設置される住宅において消費され、連系された低圧配電線に、余剰の電気が逆流されるもの。</p> <p>2 次の数値のうちのいずれかが10kW未満の太陽光発電システムであるもの。なお、増設等の場合においては、既設分を含めて10kW未満であること。</p> <p>① 太陽電池の公称最大出力（対象システムを構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値。太陽電池モジュールの公称最大出力とは、日本工業規格（以下、JISという。）に規定されている太陽電池モジュールの公称最大出力とするが、IEC等の国際規格も可とする。kW表示とし、小数点以下2桁未満は切り捨てる。）。</p> <p>② パワーコンディショナの定格出力（対象システムを構成するパワーコンディショナの定格出力の合計値。定格出力はJISに基づく。kW表示とする。）。</p> <p>3 下記性能を満たし、かつ、一定の品質・性能が、一定期間確保されているシステムであるもの。</p> <p>(1) 太陽電池モジュールの変換効率が、下表に定める値以上であるもの。</p> <table border="1" data-bbox="488 1099 1391 1323"> <thead> <tr> <th>太陽電池セルの種類</th> <th>太陽電池モジュールの変換効率基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シリコン単結晶系</td> <td>16.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン多結晶系</td> <td>15.0%</td> </tr> <tr> <td>シリコン薄膜系</td> <td>8.5%</td> </tr> <tr> <td>化合物系</td> <td>12.0%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）の「太陽電池モジュール認証」相当の認証を受けているもの又は同等以上の性能、品質が確認されているもの。</p> <p>(3) 性能の保証、設置後のサポート等がメーカー等によって確保されているもの。</p> <p>ア 太陽電池モジュールの公称最大出力の80%以上の出力が太陽電池メーカーによって出荷後10年以上保証されていること。</p> <p>イ メーカー等による太陽光発電設備の設置後のメンテナンス体制が用意されていること。</p>	太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準	シリコン単結晶系	16.0%	シリコン多結晶系	15.0%	シリコン薄膜系	8.5%	化合物系	12.0%
太陽電池セルの種類	太陽電池モジュールの変換効率基準										
シリコン単結晶系	16.0%										
シリコン多結晶系	15.0%										
シリコン薄膜系	8.5%										
化合物系	12.0%										
家庭用燃料電池コージェネレーションシステム	<p>一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの。</p>										
家庭用蓄電池	<p>1 V2H以外 蓄電池容量が1kWh以上で、定格出力が500W以上のもの。</p> <p>2 V2H（ヴァーカル・トゥ・ホーム） 国の災害時にも活用可能なクリーンエネルギー自動車導入事業費補助金（一般社団法人次世代自動車振興センターが運用）の対象となる設備として、同センターが指定したもの。又はそれと同等の機能を有すると知事が認める設備。</p>										

設備種別	要件				
家庭用太陽熱利用設備	1 自然循環式 JIS A 4111 に規定する住宅用太陽熱利用温水器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。 2 強制循環式 JIS A 4112 に規定する太陽集熱器の性能と同等以上の性能を有することが確認できること（蓄熱槽がある場合は、JIS A 4113 に規定する太陽蓄熱槽の性能と同等以上の性能を有することが確認できること。）。				
内窓または複層ガラス	国の高性能建材による住宅の断熱リフォーム支援事業費補助金（一般社団法人環境共創イニシアチブが運用）の対象となる製品として、登録されているもの。				
家庭用ヒートポンプ式電気給湯器	貯湯缶が一缶のものに係る JIS 基準（JIS C 9220）に基づく年間給湯保温効率・年間給湯効率が 3.3 以上であること。貯湯缶が多缶の場合は 3.0 以上であること。（ただしいずれの場合も寒冷地仕様は 2.7 以上）				
家庭用潜熱回収型給湯器（ガス、石油）	エネルギー消費効率が 94 パーセント以上（暖房給湯兼用器にあつては 93 パーセント以上）であること。				
断熱化工事（外壁、屋根、天井、床、高断熱浴槽）	断熱化工事の対象製品は下記の要件を満たすものであること。 <table border="1" data-bbox="391 1003 1380 1384"> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 1003 502 1288">外壁、屋根、天井、床</td> <td data-bbox="502 1003 1380 1288">               改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること                ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱伝導率 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること                (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914)                ・断熱材の使用量及び区分については、別表 2-1 及び別表 2-2 による             </td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 1288 502 1384">高断熱浴槽</td> <td data-bbox="502 1288 1380 1384">JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること</td> </tr> </tbody> </table>	外壁、屋根、天井、床	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱伝導率 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914) ・断熱材の使用量及び区分については、別表 2-1 及び別表 2-2 による	高断熱浴槽	JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること
外壁、屋根、天井、床	改修後の外壁、屋根・天井又は床の部位ごとに、一定の使用量以上の断熱材を使用する断熱改修であること ・断熱材は、原則として次の JIS に該当し、熱伝導率 (W/(m・K)) が 0.052 以下のノンフロン製品であること (JIS A 9504、JIS A 9511、JIS A 9521、JIS A 9523、JIS A 9526、JIS A 5905、JIS A 5901、JIS A 5914) ・断熱材の使用量及び区分については、別表 2-1 及び別表 2-2 による				
高断熱浴槽	JIS A5532 に規定する「高断熱浴槽」と同等以上の性能を有すること				
省エネ化工事（冷暖房設備等）	1 設置する機器の統一省エネラベルにおける多段階評価が 5 つ星であるもの 2 LED 照明器具（電池を電源とするもの、LED と蛍光灯が一体となっているものは対象外） 3 節水型トイレ（JIS A5207:2011 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」、JIS A5207:2014 に規定する「タンク式節水Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式節水Ⅱ型大便器」又は JIS A5207:2019 に規定する「タンク式Ⅱ形大便器」若しくは「専用洗浄弁式Ⅱ型大便器」と同等以上の性能を有するもの。）				

## ○断熱材の一定の使用量

## 断熱材の1戸当たりの最低使用量（一戸建ての住宅）

断熱材の区分※1、※2	断熱材最低使用量【単位：m <sup>3</sup> 】		
	外壁※3	屋根・天井	床※4
A-1 A-2 B C	6.0 (3.0)※5	6.0 (3.0)※5	3.0※6 (1.5)※5
D E F	4.0 (2.0)※5	3.5 (1.8)※5	2.0※6 (1.0)※5

## 断熱材の1戸当たりの最低使用量（共同住宅等）

断熱材の区分※1、※2	断熱材最低使用量【単位：m <sup>3</sup> 】		
	外壁	屋根・天井	床
A-1 A-2 B C	1.7 (0.9)※5	4.0 (2.0)※5	2.5※7 (1.3)※5
D E F	1.1 (0.6)※5	2.5 (1.3)※5	1.5※7 (0.8)※5

※1 断熱材の区分については、別表2-2を参照。

※2 断熱材区分「A-1」～「C」と、断熱材区分「D」～「F」の双方を用いる場合は、断熱材使用量の算出にあたり、断熱材区分「D」～「F」の使用量に1.5を乗じたものを、断熱材区分「A-1」～「C」の使用量に合算して計算することができる。

※3 部分断熱の場合は、間仕切壁を含む。

※4 部分断熱の場合において、最上階以外の天井を断熱化した場合は、「床」の断熱材最低使用量を適用する。

※5 部分断熱の場合の断熱材使用量を示す。

※6 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.3を乗じた値とする。

※7 基礎断熱の場合の最低使用量は、床の最低使用量に0.15を乗じた値とする。

## ○断熱材の区分

断熱材の区分 <sup>※1</sup>	熱伝導率 [W/(m・K)]	断熱材の種類 <sup>の例</sup>
A-1	0.052～0.051	<ul style="list-style-type: none"> <li>・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW1052, LFGW1352, LFGW1852</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2552, LFRW2551, LFRW3051</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーボード) DIB, DIBP</li> </ul>
A-2	0.050～0.046	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材(通常品) GW10-48, GW10-49, GW10-50</li> <li>・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-46, GWHG10-47</li> <li>・吹込み用グラスウール断熱材(天井用) LFGW2050</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2547</li> </ul>
B	0.045～0.041	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材(通常品) GW12-45, GW16-45, GW20-42</li> <li>・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG10-45, GWHG12-43</li> <li>・ロックウール断熱材(LA, LB, LC) RWLA, RWLB, RWLC</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2541, LFRW2545, LFRW3045</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(4号) EPS4</li> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材(1種1号、2号) PE1.1, PE1.2</li> </ul>
C	0.040～0.035	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材(通常品) GW20-40, GW24-38, GW32-36, GW40-36</li> <li>・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG14-38, GWHG16-37, GWHG24-35, GWHG32-35</li> <li>・ロックウール断熱材 RWLD, RWMA, RWMB, RWMC, RWHA, RWHB</li> <li>・インシュレーションファイバー断熱材(ファイバーマット) IM</li> <li>・吹込み用グラスウール断熱材(屋根・床・壁用) LFGW2040, LFGW2238, LFGW3240, LFGW3540, LFGW4036</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材(天井用) LFRW2540, LFRW3040, LFRW3039</li> <li>・吹込み用ロックウール断熱材(屋根・床・壁用) LFRW6038</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(2号、3号) EPS2, EPS3</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(1種) XPS1bA, XPS1bB, XPS1bC</li> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材(2種) PE2</li> <li>・吹込み用セルローズファイバー断熱材 LFCF2540, LFCF4040, LFCF5040</li> <li>・フェノールフォーム断熱材(2種1号、3種1号) PF2.1A, PF3.1A</li> <li>・フェノールフォーム保温板(3種1号) PF-B-3.1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種3) NF3</li> </ul>
D	0.034～0.029	<ul style="list-style-type: none"> <li>・グラスウール断熱材(通常品) GW80-33, GW96-33</li> <li>・グラスウール断熱材(高性能品) GWHG20-34, GWHG24-34, GWHG28-34, GWHG32-34, GWHG36-32, GWHG38-32, GWHG40-34, GWHG48-33</li> <li>・ロックウール断熱材 RWHC</li> <li>・ビーズ法ポリスチレンフォーム断熱材(1号) EPS1</li> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(2種) XPS2bA, XPS2bB, XPS2bC</li> <li>・ポリエチレンフォーム断熱材(3種) PE3</li> <li>・フェノールフォーム断熱材(2種2号) PF2.2A I, PF2.2A II</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種) PUF1.1</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1、2) NF1, NF2</li> </ul>
E	0.028～0.023	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aA, XPS3bA, XPS3aB, XPS3bB, XPS3aC, XPS3bC</li> <li>・フェノールフォーム断熱材(2種3号) PF2.3A</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材(1種、2種、3種) PUF1.2, PUF1.3, PUF2.1A, PUF2.2A, PUF2.2B, PUF2.3, PUF2.4, PUF3.1A, PUF3.1B, PUF3.1C, PUF3.1D, PUF3.2A, PUF3.2B, PUF3.2C, PUF3.2D</li> <li>・建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム(A種1H、2H) NF1H, NF2H</li> </ul>
F	0.022 以下	<ul style="list-style-type: none"> <li>・押出法ポリスチレンフォーム断熱材(3種) XPS3aD, XPS3bD</li> <li>・フェノールフォーム断熱材(1種1号、2号、3号) PF1.1A, PF1.2B, PF1.3C</li> <li>・フェノールフォーム保温板1種2号 PF-B-1.2</li> <li>・硬質ウレタンフォーム断熱材(2種) PUF2.1B, PUF2.1C, PUF2.1D, PUF2.1E, PUF2.2C, PUF2.2D, PUF2.2E, PUF2.2F</li> </ul>

※1 JIS A5901 で規定されるポリスチレンフォームサンドイッチ稲わら畳床のうち、PS-C25、PS-C30、及び、JIS A5914 で規定される建材畳床のうち、KT-II、KT-III、KT-K(1種b<sup>※2</sup>)、KT-N(1種b<sup>※2</sup>)については、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。またKT-K(3種b<sup>※2</sup>)、KT-N(3種b<sup>※2</sup>)については、断熱材区分Dと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。ただし、押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類について表記が無い場合は、断熱材区分A-1～Cと同様の断熱材区分として取り扱うこととする。

※2 JIS A9521 で規定される押出法ポリスチレンフォーム断熱材の種類を示す。